

○環境省告示第八十三号

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）第六条の規定に基づき、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を次のように定め、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十二号）の施行の日から適用する。

平成十九年九月十九日

環境大臣 鴨下 一郎

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件

第1．趣旨

この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）に基づく特定二酸化炭素ガス（法第18条の7第2号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。以下同じ。）の海底下廃棄の許可の申請手続が適正に行われるよう、必要な事項を定めるものである。

この告示は、今後の科学的知見の充実又は国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第2．許可申請書の記載に当たっての留意事項

1 申請者の記載に当たっての留意事項

法第18条の8第1項の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者（以下「海底下廃棄許可申

請者」という。)は、当該特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする事業者とする。

また、代理人による許可申請の場合にあっては、許可申請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

海底下廃棄許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあっては、申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動内容等を記載した書類を添付するものとする。

2 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に係る事項の記載に当たっての留意事項

(1) 海底下廃棄実施期間

海底下廃棄実施期間（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成19年環境省令第23号。以下「海底下廃棄許可省令」という。）第1条第2項第1号に規定する海底下廃棄実施期間をいう。以下同じ。）は、5年を超えない範囲内で、海底下廃棄許可省令第5条第5号の海域においてされた、又はされる予定の海底下廃棄の全体計画（以下「全体計画」という。）等を踏まえて設定し、記載するものとする。

また、海底下廃棄実施期間に特定二酸化炭素ガスの圧入をする場合にはその予定の期間を併せて記載するものとする。

(2) 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性

海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性に関し、次に掲げる事項を分かりやすく記載するものとする。

- ・ ガス等の発生源及び当該ガス等からの特定二酸化炭素ガスの回収（二酸化炭素を他の物質から分離し、これを集める方法によるものをいう。以下同じ。）の方法
- ・ 当該特定二酸化炭素ガスに含有される物質ごとの当該特定二酸化炭素ガス中に占める割合又は濃度

(3) 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量

海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの予定の数量及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量についてそれぞれ記載するものとする。ただし、特定二酸化炭素ガスの圧入を終了した後の維持管理、監視等のみをする場合は、それ以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量のみを記載するものとする。

(4) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲

法第18条の9第1号及び海底下廃棄許可省令第2条の規定に従って採用する特定二酸化炭素ガスの

海底下廃棄をする海域の位置及び範囲について、当該海域の緯度及び経度、当該海域の水深、陸域の主な施設等との位置関係、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする深度等を示すこと等により、分かりやすく記載するものとする。

なお、海底下廃棄許可省令第1条第4項の規定に基づき添付する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲を示す図面については、次に掲げる事項が明確となるよう、平面図及び断面図（特定二酸化炭素ガスの圧入井の配置が明確となる断面で示すものとする。）を用いて分かりやすく示すものとする。

- ・ 海域の緯度及び経度
- ・ 海域の水深及び海底下廃棄をする深度
- ・ 陸域の主な施設等との位置関係
- ・ 海底下廃棄をする海域及びその周辺に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する設備の場所
- ・ 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスが広がる範囲
- ・ 海底下廃棄をする海域及びその周辺の海域における、海洋環境の保全上特に保護を図る必要があるものの所在

(5) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の方法

1) 2) の場合以外の場合

法第18条の9第1号及び海底下廃棄許可省令第2条の規定に従って採用する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の方法について、次に掲げる事項が明確になるよう、図面を用いるなど適宜の方法により分かりやすく記載するものとする。

- ・ ガス等の発生源（（2）のガス等の発生源をいう。以下同じ。）から海底下廃棄をする位置までにおいて特定二酸化炭素ガスの回収及び輸送並びに圧入等に用いる設備及び機材等
- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入圧力及び速度並びに圧入時の温度等の圧入条件に関する詳細
- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入等による地層内圧力及び温度の変化等の見通し
- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入井の維持管理の方法の概要（圧入井の機能の改善のために化学物質を使用する予定がある場合にはその種類、量、使用の頻度等を含む。）
- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入井を封鎖する場合には、当該封鎖の方法
- ・ 他の法令の遵守状況

2) 特定二酸化炭素ガスの圧入を終了した後の維持管理、監視等のみをする場合

法第18条の9第1号及び海底下廃棄許可省令第2条の規定に従って採用する特定二酸化炭素ガスの圧入を終了した後の維持管理、監視等の方法について、次に掲げる事項が明確になるよう、図面を用いるなどの適宜の方法により分かりやすく記載するものとする。

- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入井の維持管理の方法
- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入井を封鎖する場合には、当該封鎖の方法
- ・ 他の法令の遵守状況

(6) 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に当該障害の拡大又は発生を防止するために講ずる措置

特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれのある事象を合理的かつ妥当な範囲で列挙し、それぞれの事象に対応して実施する措置の概要を、例えば以下の措置について、海底下廃棄をする海域の状況その他個別の事情を勘案して記載するものとする。

- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれがある程度の地層内圧力の変化が認められた場合に実施する措置
- ・ 特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出した場合に海洋環境の保全上の障害を除去又は緩和するために実施する措置

3 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たっての留意事項

(1) 懸念時監視に係る事項

1) 監視の方法

懸念時監視（海底下廃棄許可省令第1条第3項第1号に規定する懸念時監視をいう。以下同じ。）に係る監視の方法及び監視項目に関し、①に掲げる方法を例に、通常時監視（海底下廃棄許可省令第1条第3項第3号に規定する通常時監視をいう。以下同じ。）の結果を踏まえつつ、発生している事態をできるだけ早期に、かつ、的確に把握できると見込まれる方法により、②に掲げるものから選択する監視項目の監視を実施する旨、記載するものとする。

① 監視の方法の例

- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれのある事象が発生した場合には、地震探査や目視観測等により、特定二酸化炭素ガスの圧入等による地層内圧力、地層内温度の変化等の地層及び地質の状況並びに特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲等に関する変化の有無等を確認をすること
- ・ 海水の二酸化炭素濃度指標等の異常が確認された場合には、適切な指標について、調査範囲を広げる、調査頻度を増やす、目視により海底の状況を確認するなどの適宜の方法により、特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の有無を確認すること

② 監視項目

- ア 海底下廃棄をした地層内の圧力の経時的变化
- イ 海底下廃棄をした地層の状態

ウ 海底の下にある特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲

エ 海水の化学的性状

オ その他特定二酸化炭素ガスの状況及び海域の状況を把握するために必要な項目

2) 監視の実施時期及び頻度

懸念時監視の実施時期及び頻度に関し、特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれのある事象の発生後、直ちに実施する旨を記載するものとする。

(2) 異常時監視に係る事項

1) 監視の方法

異常時監視（海底下廃棄許可省令第1条第3項第2号に規定する異常時監視をいう。以下同じ。

）に係る監視の方法及び監視項目に関し、懸念時監視及び通常時監視の結果を踏まえつつ、①に掲げるところ等により、特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出等による特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生じるおそれが生じている場所を具体的に特定し、必要な場合には海底下廃棄許可省令第1条第4項の措置等の実施を可能とする情報を把握できる方法を記載するものとする。なお、監視項目は②に掲げるものから選択するものとする。

① 監視の方法

ア ②アからウまでの監視項目に関する事項について

特定二酸化炭素ガスの圧入口及び観測井等における圧力の測定等によって、地層内圧力の経時的変化を把握するものとする。また、海底下廃棄をした特定二酸化炭素ガスの状態について、地震探査や観測井からの観測等により詳細に把握するものとする。

イ ②エからカまでの監視項目に関する事項について

特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出が懸念される位置等、具体的に海水の状況への影響が懸念される場所における調査等により、海水の化学的性状について詳細に把握するものとする。

また、把握した海水の化学的性状に関する情報により必要と判断される場合には、海洋生物及び生態系又は海洋の利用の状況について、通常時監視の方法等を踏まえた適宜の方法により把握するものとする。

② 監視項目

ア 海底下廃棄をした地層内の圧力の経時的変化

イ 海底下廃棄をした地層の状態

ウ 海底下廃棄をした特定二酸化炭素ガスの状態の詳細

エ 海水の化学的性状

オ 海洋生物及び生態系の状況（エの状況により必要と考えられる場合に限る。）

カ 海洋の利用の状況（エの状況により必要と考えられる場合に限る。）

キ その他特定二酸化炭素ガスの状況及び海域の状況を把握するために必要な項目

2) 監視の実施時期及び頻度

異常時監視の実施時期及び頻度に関し、懸念時監視の結果により特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じていると判断された場合に直ちに開始する旨、及び当該障害が生じ、又は生ずるおそれが生じていると判断される状況が継続する限り実施する旨を記載するものとする。

(3) 通常時監視に係る事項

1) 監視の方法

通常時監視に関し、次に掲げる監視項目及び当該監視項目に係る監視の方法について記載するものとする。ただし、特定二酸化炭素ガスの圧入を終了した後の維持管理、監視等のみをする場合の監視項目は②に掲げる事項のみとするものとする。

① 特定二酸化炭素ガスの状況に関する事項

ア 海底下廃棄実施期間に海底下廃棄をした特定二酸化炭素ガスの数量

イ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしている海域において海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量

ウ 特定二酸化炭素ガスに含有される物質ごとの当該特定二酸化炭素ガス中に占める割合又は濃

度

エ 特定二酸化炭素ガスの圧入圧力及び速度並びに圧入時の温度等の圧入条件の経時的変化の概要

② 海域の状況に関する事項

ア 特定二酸化炭素ガスの圧入等による地層内圧力及び温度の変化等の地層及び地質の状況並びに特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲等

イ 海水の化学的性状

ウ 海洋生物及び生態系の状況

エ 海洋の利用の状況

2) 監視の実施時期及び頻度

通常時監視に関し、次に掲げるところにより、監視項目ごとの監視の実施時期及び頻度について記載するものとする。

① 特定二酸化炭素ガスの状況に関する事項について

海底下廃棄実施期間において、1年に1回以上（海底下廃棄実施期間が1年に満たない場合は、当該海底下廃棄実施期間において1回以上）の頻度で確認するものとする。

② 海域の状況に関する事項について

ア 特定二酸化炭素ガスの圧入等による地層内圧力、地層内温度の変化等の地層及び地質の状況並びに特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲等について

海底下廃棄実施期間において、1年に1回以上（海底下廃棄実施期間が1年に満たない場合は、当該海底下廃棄実施期間において1回以上）の頻度で確認するものとする。ただし、特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲等については、海底下廃棄実施期間において2回程度の頻度で確認するものとする。

イ 海水の化学的性状について

海底下廃棄実施期間において、海底下廃棄をする海域の特性、季節的な二酸化炭素濃度の変化を勘案した適当な時期に1年に1回（海底下廃棄実施期間が1年に満たない場合は、当該海底下廃棄実施期間において1回）の頻度で確認するものとする。ただし、船舶を用いて一定の範囲を面的に観測する場合には、他の監視の実施と合わせて一定期間ごとに確認するものとする。

ウ 海洋生物及び生態系並びに海洋の利用の状況について

海底下廃棄実施期間において1回以上の頻度で、第3. 1（3）に掲げる海洋生物及び生態系並びに海洋の利用に係る潜在的海洋環境影響調査項目（海底下廃棄許可省令第4条第3号に規定する潜在的海洋環境影響調査項目をいう。以下同じ。）の現況について確認するものとする。

る。

第3．許可申請書の添付書類の記載等に当たっての留意事項

- 1 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類の記載に当たっての留意事項

当該書類（以下「海底下廃棄事前評価書」という。）には、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価（以下「海底下廃棄事前評価」という。）を実施した結果を踏まえ、次に掲げるところにより、海底下廃棄許可省令第4条各号に掲げる事項を記載するものとする。

（1）海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性

1）把握すべき情報

特定二酸化炭素ガスの物理的及び化学的特性に関する情報

2）把握の方法

1）の情報については、海底下廃棄許可申請者が有する知見、関係する事業者から得た知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集又は整理することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取をし、又は当該特定二酸化炭素ガスに係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

(2) 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される当該特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の位置及び範囲並びに漏出量並びにその予測の方法

1) 当該特定二酸化炭素ガスが海洋環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した海域の流況その他の自然的条件の現況及びその把握の方法

① 把握すべき情報

特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出した場合に影響の及ぶ範囲を推定するために必要な次に掲げる自然的条件の現況

ア 水深

イ 水温、塩分、温度躍層及び密度躍層の存在の有無、並びにそれらの季節的变化

ウ 海域の流況及びその季節的变化

② 把握の方法

①の情報については、国等が有する調査研究の成果その他の資料の引用、海底下廃棄をする海域及びその周辺の海域で実施された法第10条の6第3項に規定する事前評価等の海洋環境影響評価に用いられた情報の引用等の文献調査により行うことを基本とし、必要に応じ、現地調査による観測並びに試料の採取及び分析又は専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取をすることにより把握するものとする。

2) 漏出事例仮説の設定

第3. 2の海域選定書に記載する地層及び地質に関する情報に基づき推定した特定二酸化炭素ガスの潜在的な移動及び漏出の経路並びに1)において把握した海域の流況その他自然的条件の現況及び最新の科学的知見を踏まえて漏出事例仮説を設定し、その結果を海底下廃棄事前評価書に記載するものとする。

3) 特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の位置及び範囲並びに漏出量の予測

特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の位置及び範囲並びに漏出量の予測は、1)において把握した当該地点の海域の流況その他自然的条件の現況及び最新の科学的知見を踏まえるとともに、2)において設定した漏出事例仮説を用いて行い、その結果を海底下廃棄事前評価書に記載するものとする。

(3) 潜在的海洋環境影響調査項目

(1)の海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性並びに法第18条の9第1号及び海底下廃棄許可省令第2条に規定する海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関する基準にかんがみ、次に掲げるものその他必要な項目を潜在的海洋環境影響調査項目として選定し、海底下廃棄事前評価書に記載するものとする。

1) 水環境及び海底環境

- ・ 全炭酸濃度等の二酸化炭素濃度の指標及び水素イオン濃度
- ・ 硫化水素その他の有害物質の濃度（海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性及び海底下廃棄をする海域の状況を勘案し必要と認められるものに限る。）

2) 海洋生物

- ・ 浮遊生物の生息状況
- ・ 魚類等遊泳動物の生息状況
- ・ 海藻及び藻類の生育状況並びにさんご類の生息状況
- ・ 底生生物の生息状況

3) 生態系

- ・ 藻場、干潟、さんご群集その他の脆弱な生態系の状態
- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

4) 海洋の利用

- ・ 海洋レクリエーションの場としての利用状況
- ・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況
- ・ 漁場としての利用状況

- ・ 主要な航路としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

(4) 潜在的海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

1) 把握すべき情報

潜在的海洋環境影響調査項目のそれぞれについての現況

2) 把握の方法

1) の情報については、国等が有する調査研究の成果その他の資料の引用、海底下廃棄をする海域及びその周辺の海域で実施された法第 10 条の 6 第 3 項に規定する事前評価等の海洋環境影響評価に用いられた情報の引用等の文献調査により行うことを基本とし、必要に応じ、現地調査による観測並びに試料の採取及び分析又は専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取をすることにより把握するものとする。なお、必要に応じて指標の季節的な変化についても把握するものとする。

(5) 当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される潜在的海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

当該予測は、現況の把握を行った潜在的海洋環境影響調査項目ごとに、国内外での特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の事例等からの予測、国等が有する調査研究の成果その他の資料からの予測並びに

数値計算及び水理模型等を用いた予測等により行い、その結果を定量的に、かつ、分かりやすく海底下廃棄事前評価書に記載するとともに、用いた予測の方法を記載するものとする。

(6) 当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及びこれに基づく事前評価の結果

(5) の潜在的海洋環境影響調査項目に係る予測の結果を踏まえ、当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合の海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、評価を行った結果を海底下廃棄事前評価書に記載するものとする。

2 当該海底下廃棄をする海域が、海底下廃棄許可省令第2条において定める基準に適合し、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることを説明する書類の記載に当たっての留意事項

当該書類（以下「海域選定書」という。）には、海底下廃棄をする海域の特徴について、例えば次に掲げる事項を記載した上で、海底下廃棄をする海域が、海底下廃棄許可省令第2条において定める基準に適合し、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることを示す事項を、次に掲げることに留意し、図面を用いるなど適宜の方法により分かりやすく記載するものとする。

(1) 地層の特徴に係る事項

1) 把握すべき情報

海底下廃棄をする海域を含む広域の地層の特徴並びに海底下廃棄をする海域及びその周辺の海域の地層の特徴に関する情報

2) 把握の方法

1) の情報については、海底下廃棄許可申請者が有する知見、国等有する調査研究の成果その他の資料の引用等の文献調査及び現地調査による観測並びに試料の採取及び分析等によることを基本とし、必要に応じ専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取をすることにより把握するものとする。

(2) 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの潜在的な移動及び漏出の経路の推定結果に係る事項

(1) において把握した情報に基づき、利用可能な最良の手法を用いて調査及び解析した結果について、海域選定書に記載するものとする。

(3) 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの地層内での空間的な広がり及び特定二酸化炭素ガスの推定廃棄可能量に係る事項

(1) 及び(2) の情報に基づき、利用可能な最良の手法を用いて調査及び解析した結果について、海域選定書に記載するものとする。

(4) 海底下廃棄をする海域の海洋環境の特徴に係る事項

海底下廃棄事前評価書の記載に当たって把握した潜在的海洋環境影響調査項目に係る現況について、簡潔に海域選定書に記載するものとする。

- 3 当該特定二酸化炭素ガスが海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載に当たっての留意事項

当該書類には、許可申請に係る海底下廃棄がやむを得ないものであることを明らかにするため、ガス等（第2.2(2)のガス等をいう。）から回収された特定二酸化炭素ガスの有効な利用の機会等について、適切な費用の範囲を考慮して検討した内容及びその結果について記載するものとする。

- 4 申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有することを説明する書類の添付に当たっての留意事項

申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有することを説明する書類は、申請者の最近の事業年度における貸借対照表、収支計算書等とする。なお、申請者以外の者が有する経理的基礎を活用する場合には、申請者と当該申請者以外の者との関係について示した上で、当該申請者以外の者が当該経理的基礎を有することを説明する書類を添付するものとする。

- 5 申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる技術的能力を有することを説明する書類の添付に当たっての留意事項

申請者が、海底下廃棄実施計画及び海底下廃棄監視計画を適確に実施するに足りる技術的能力を有することを説明する書類は、申請者の過去の事業実績等を示す書類等とする。なお、申請者以外の者が有する技術的能力を活用する場合には、申請者と当該申請者以外の者との関係について示した上で、当該申請者以外の者が当該技術的能力を有することを説明する書類等を添付するものとする。

6 全体計画の概要を記載した書面の記載に当たっての留意事項

全体計画に関し、次に掲げる事項が明確となるよう、それぞれ分かりやすく記載するものとする。

- ・ 事業の名称
- ・ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の実施者
- ・ 特定二酸化炭素ガスの圧入をする予定の期間
- ・ 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの予定の数量
- ・ ガス等の発生源及び当該ガス等からの特定二酸化炭素ガスの回収等及び海底下廃棄がなされるまでの一連の工程
- ・ 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する施設等の安全の確保に係る計画
- ・ 監視計画の概要
- ・ 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に当該障害の拡大又は発生を防止するために講ずる措置の概要

- ・ 海底下廃棄の資金計画
- ・ その他特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄が適確に行われることを示す事項

第4. その他の留意事項

- 1 申請書及びその添付書類については、関連技術の国際的な標準等を踏まえて記載すること。
- 2 継続して許可を得る場合、当該許可の申請に当たっては、最新の知見を十分に加味すること。
- 3 調査・推定の手法等について既存の文献や研究結果を参照した場合には、上記に明記していない場合であっても、根拠とした情報を明示すること。